

令和5年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和5年6月20日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里
議 事 班 主 事 補	吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市民課長	小 松 達 也	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1 決議案第1号 植田市長の虚偽答弁に対する問責決議について

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田又一君） 議事進行ですかね。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 再度すみません。議事進行発言ですかね。はい。

それでは、登壇してから説明をお願いします。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。

昨日、河本議員が一般質問で市長に質疑をした中で、市長が市の庁舎は豪華な建物を造るといふようなことを言うとなると、市長がそういうふうにするということについて、市民の間に話が広がっておるがどうだという趣旨の質問があったことに対して、市長が私は絶対そんなことを言うておりませんというふうな断言をされて、その上で何かそんなことを、虚偽内容のことを言うることについて、市長は非常に厳しい非難を浴びせかけたわけではありますが、そのことについて私は議事進行発言を許してもらって、事実関……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） え。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 事実関係はそういうものではないということを若干説明したわけではありますが、そのときには証拠となる書類を私が持っていなかったのが昨日家に帰ってその証拠の書類を調べたところ、これがその証拠の書類であります、これは市役所の担当課が編集して発行しておるものであります。私が開示請求して手に入れたものでありますから間違いのない説明会の議事録ということであって、間違いのない証拠だと思うんですね。

その証拠を調べたところ、昨日私が説明したとおりの、私らのほうからは豪華な建物とか豪華な市役所という言葉は全然使ってない。これは市役所の説明会場で行われたものであります、市民の側は、ただ箱物とか大きな箱物というような言い方で市長が提案する新しい建物のことを表現しとる。じゃあ誰が豪華な市役所とか豪華な建物という言葉を使っておるのか、こ

の議事録で見たところですが、市長自らが言うてるんだ。そのことを私はこの間の、昨日の説明でも私はそのような文章を読み上げたわけです。4月21日だったと思うんですが、去年の、市長以外には誰もそういう発言してないんだ。だから、客観的な事実に基づく質問がなされてなかったということですね。

しかも、そういう事実に基づかない、本当は市長が言うるとることになつとるのに、私はそんなこと言うてないとか、言うた人はそれは何か、ちょっと正確な言葉は覚えてないんですが、何か非常に陰謀めいたことをやるとるんだと、卑劣だというふうな非難の言葉までつけて市長が言うるとる。しかし、自分自身が言うるとることを誰か人が、他の市民が言うたかのごとくにでっち上げて、この議会でそんな芝居があったことをやるということが許されるのかという、こんなことは日本の議会、憲政史上前代未聞のことだと思うんだよな。

このことについて、昨日の河本さんの質問と市長の答弁の内容等を掘り起こして事実関係を明らかにして、その上で私たちも次の処理をしたいと思うので、ぜひとも議会運営委員会を開いてもらって事実を明らかにしてもらいたいと。

それから、この説明会の議事録は担当課が作成して担当課にあるはずでありますから、これもきちんと確認をしてもらいたい。以上のことを申し上げました。

**○議長（町田又一君）** 山本議会運営委員会委員長にお願いをいたします。

ただいまの澤山保太郎君の議事進行発言についての取扱いについて、議会運営委員会において議会運営委員会を開催していただきたいと思えます。

議会運営委員会開会のため、その間休憩をいたします。

午前10時9分 休憩

午後0時4分 再開

**○議長（町田又一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

**○議会運営委員会委員長（山本賢誓君）** 議会運営委員会委員長報告を行います。

先ほど来、長時間にわたり貴重な時間をいただきありがとうございました。

先ほど、澤山保太郎議員の議事進行発言に対し審議をした結果、澤山議員の議事進行発言の中で事実関係を明らかにしてほしいとの要求のあった件について、河本議員の質問と市長の答弁を照らし合わせ、河本議員の質問が客観的な事実に基づいていないということではなく、市民の中からの声を吸い上げたものであり何の問題もないとの判断となりました。

また、市長答弁の内容については、澤山議員指摘のとおり、疑問がうかがわれました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

（発言する者あり）

**○議長（町田又一君）** 議事進行に対する措置につきましては、議会運営委員会の委員長の報

告どおりでございます。以上でございます。

ただいまの山本議会運営委員会の報告につきましては、澤山議員から議事進行発言があつての事を長時間かけて議会運営委員会で議論をされました。その報告をただいま山本委員長より報告をしていただきましたので、それはもう委員長の報告のとおりでございます。以上です。

昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

午後0時6分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） 諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございます。現在11名の出席でございます。

遅刻議員は、澤山議員、20分の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君から、質問項目1、市長の政治姿勢についての(7)高速通信網の整備についてにつきましては取り下げる旨の申出がございましたので、御報告をいたします。

竹中真智子君の質問を許可いたします。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。市民を代表して、一般質問をさせていただきます。

1、市長の政治姿勢について。

(1)室戸市議会議員選挙、応援の在り方について。

今日、国民の代表である国会議員の不本意な発言や行動によって、国民の信頼を裏切る行為が見られております。小さな自治体の室戸市におきましても、市長をはじめ執行部、議員も襟を正さなければなりません。

しかしながら、室戸市長は今回実施されました室戸市議会議員選挙におきまして特定の候補者の応援をしておりましたが、あなたは室戸市の代表であり、市長であります。一部の候補者だけの市長ではありません。市長として当選されたことは、大多数の市民の投票の結果、推薦をされ市長に就任をされております。一部の市議会議員候補者の応援だけで市長になったものではありません。特定の市議候補者を応援したことで市民から批判の声が上がっておりますが、あなたが応援した特定の市議候補者との間には特別な何があるのでしょうか、お聞きします。

このようにお聞きをしますと、市長は恐らく土曜、日曜、公務のないときに応援をしたものでありますと応じられるかもしれませんが、室戸市の市長であるあなたは、特定の候補者だけ

の応援をするということは公平の原則に反するものと思われかもしれませんがいかがでしょうか。一部の議員候補者の応援をすることについて、なぜ全員の候補者に、たとえ5分でも10分でも時間をつくり応援することができなかつたのか、なぜできなかつたのか、お聞きします。それとも、市長であれば何をしても構わない、差し支えないというお考えでおられるのでしょうか、答弁を求めます。

今回の市長としての行動は、市長支持派とそうでない人たちとの溝を深めるばかりの行動があります。この件について、市長は何も反省をすることがないのでしょうか、お聞きします。

市長が取った行動によって、行政運営について、より難しくしている状況に見受けられます。あなたは、室戸市長として行政運営をどのようにすれば市民が納得できる行政運営になるのか、そのお考えや取組についてお聞かせください。

#### (2) 室戸市議選挙の結果について。

4月23日、投開票された室戸市議会議員選挙では、庁舎の補強案を支持する候補者が上位で当選を決めました。2月に行われた住民投票でも約7割の市民が補強案に意を示していましたので、今回の選挙結果は出るべくして出た結果でもあるように思われますが、市内41か所で庁舎移転建設に関する市民への説明会に、私はどの市議会議員よりも一番多く説明会場に足を運び市民の生の声を聞いております。私が訪ねたどの説明会場も、移転建て替え賛同の声はあまり聞くことはありませんでした。

植田市長は、市民の意思を尊重するとマスコミの問いかけにも答えていたようですが、実際には選挙結果が出たにもかかわらず、移転建て替えの考えが変わらないようで、次の議会には庁舎関連の懸案を出されると言われていますが、行政だけよかったらいいのですか。行政を支えているのは市民。市民が支えているのではないですか。いつまで民意を置き去りにしたままにするのでしょうか。今回の選挙結果について、どう感じて、どう思っているのか。また、庁舎移転建設問題について民意を受けどのように進めていくのか、お聞きをいたします。

#### (3) 市民館館長配置について。

私は、令和元年9月に市民館館長配置問題で質問をいたしました。市内に6館ある市民館が、当時は菜生と大谷で館長1人、行当と吉良川で館長1人と、2館兼務の館長が業務に就いておりました。その後、それがやっと改善され、全館各館ごとに専任の館長が配属されていたのですが、また2館兼務の館長の配置となっております。本年度は行当と吉良川、去年は大谷と菜生が2館兼務の館長配置となっておりますが、これからも室戸市はこのようなやり方で市民館を運営されるのでしょうか、お聞きします。

#### (4) 同対事業の縫製工場について。

地域の仕事保障のためにつくられた縫製工場が閉鎖されたままになっていますが、閉鎖をされた理由はこういったことなんですか。その後の再開の取組はどうなっているのかお聞きします。

4月の市議会議員選挙には、各街宣カーが市内を巡回する中で、特に佐喜浜や羽根などの縫製工場の建物が荒れるに任せている現状を見たときに、17台の選挙カーの候補者たちは、これはすごいひどい、これをこのままにしておくことに違和感を持たれた方もあったと思われます。

同和対策事業で建てられた使用できない老朽化した縫製工場の建物は周辺住民にも悪影響を与え、大変迷惑がられております。現在使用不能となっていて荒れるに任せているこの現状を見たとき、同和対策事業は、法律があろうとなかろうと一般対策で取り組まなければならない問題であります。このことは同和対策審議会や地域改善対策協議会意見書にも定められているとおりであります。朽ち果てたこれらの建物は、どのようにするのでしょうか。取り壊しを予定しているのであれば、時期はいつ頃になるのか。また、このまま置いておく必要はなぜあるのか、お聞きをします。

(5) 給付金の支給について。

昨年末頃から私たちの生活に密着したものが次々と値上がりし、本年2月頃からは光熱費の負担が大きくなり、早く春が訪れてほしいと願ったものでした。

今月に入り、値上げの様子は収まらず、電気代や約3,500品目に及ぶものがまた値上げになるとの報道もあり、年金生活者や高齢者の多くの市民は大変厳しい生活に追い込まれております。

コロナ禍の状況があった際に、いろいろな業種の経営者や従業員、一般市民はもとより、生まれたばかりの赤ちゃんにも国からの給付金が支給をされ、私もその給付金の恩恵にあずかった一人です。タイトルは違えども、いろいろに国100%の財源で給付金の支給を受けております。

コロナ関連の件では、高知県下の自治体の中には独自支援の給付金や地域振興券やクーポン券の配付をした自治体もありましたが、多岐にわたる最近の物価の値上がり率のそのスピードの速さは尋常ではありませんので、室戸市独自の光熱費や食料品などの価格高騰による家計の圧迫、負担の増大を考慮して、65歳以上の高齢者に対して3万円の給付金の支給を検討して実施してほしいという声が市民から上がっております。

真夏に向けて、クーラーの使用量はこれからうなぎ登りに多くなります。電気の消費量が大変多くなる時期に突入をしております。ぜひ検討をいただき、室戸市独自の給付金の支給をしてくださるよう市長の答弁を求めます。

(6) 18歳までの医療費の無償化について。

昨年12月議会で、15歳までは医療費は無料ですよ、18歳まで無料になるのはいつからですかと、私、質問をし、いつから実行に移すのですかとお尋ねをいたしました。市長の答弁は、令和5年度の早期に実施できるように調整を行ってまいりますとのことでした。今年度当初にまだ実施できていない現状なので、いつ頃に実施予定なのかお聞きをいたします。

この問題につきましては、昨日、新人の議員さんがお尋ねをしております、その回答を得ていますが、もう一度回答のほうをよろしく願いいたします。

以上、竹中真智子、1回目終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

(1)室戸市議会議員選挙の応援の在り方についてであります、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、特定の候補者を応援したことについての御指摘であります、今回応援させていただいた候補者につきましては、私の市長選挙の応援に対する感謝の意味もありますが、これまで地域づくりなどの活動を共に行ってきた同志でもあることから応援をさせていただいたものがあります。

また、特定の候補者だけを応援することにより、他の方との公平性を欠き溝を深めるのではないかと御質問ですが、私としましては、これまで応援をした、応援をしないにかかわらず、それぞれの議員の御意見や御提言等に耳を傾けてきましたし、これからもそうした姿勢を変えるつもりはありません。応援をさせていただいた議員であっても、応援ができなかった議員であっても、同じように是々非々の立場で判断するように心がけているところであります。それぞれの立場で施策に相反する意見があったとしても、市の重要課題に向けてはそれぞれ議論を深めて執行部と議会が一丸となって取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

また、市民が納得できる行政運営についての御質問もありました。

私の考えでありますけれども、一つには、市政の透明性といったことではないかと思えます。市民に開かれた市政運営が重要なことだと認識しております。

二つには、市民参加の尊重ということで、市民との話合いの場や、市民の意見が行政に反映されるような姿勢は大事ではないかと考えております。

三つに、真正性と公平性。これは行政の手続や判断が公正であること。また、いかなる物事にも差別のない町をつくっていくといったことも大事であります。

四つに、公約の実現ということで、約束した施策を一つ一つ具現化をして、市民生活を安全・安心、そして健康で豊かになる市政運営が徹底できると、市民に納得をいただき信頼が得られる市政運営になるのではないかと考えているものでございます。

次に、(2)室戸市議選挙の結果についてであります。

今回の選挙結果について、どう感じて、どう思っているのかについてであります。

このたびの市議会議員選挙に当選された議員の方々の中には、現庁舎の移転・建て替えではなく、耐震補強・改修工事を支持している方が一定数いることは理解をしておりますが、それだけではなく市政全般に対する市民の思いも背負って当選されていると私は受け止めておりま

す。選挙結果にかかわらず、よりよい市政運営を目指し、議員の方々との意見交換を積極的に行い、様々な議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎移転、建設問題についてどのように進めていくのかについてであります。

今後の方向性としましては、前段の議員への答弁とも重なりますが、庁舎の耐震対策に合わせ、津波対策についてもしっかりと議論を深め、現庁舎を引き続き使用する場合と、移転、建て替えをした場合の工事金額等について、物価高騰も踏まえた、より精査された金額に比較検討をするために現在耐震補強・改修工事の内容を庁内で検討しているところであり、金額算出を委託業務により実施した後は議員の皆様にご説明の上、御意見をいただきたいと考えております。

いずれにしましても、庁舎の在り方という最も重要なテーマでありますので、市の将来も見据えて、より多くの皆さんの御意見や御提案もしっかりと耳を傾け、より詳細な試算や情報を集め、議論を深めて間違いのない選択をしなければならないと考えております。

次に、(3)市民館館長配置についてであります。

1館に1名の専任館長を配置する必要性につきましては私も理解をしているところでございますが、現状としまして普通退職者や育児休業、病気休暇の職員の増加等により、組織全体として各課への適切な職員配置に至っておりません。そうした事情から、市民館につきましてもやむを得ず行当と吉良川が兼任館長となっております。

今後、職員の採用や組織全体の職員配置の見直しにより、できるだけ早期に今の状態を解消するよう努めてまいります。

次に、(5)給付金の支給についてであります。

今般の物価等の高騰により、家計への負担が増大していることは議員御案内のとおりであります。これまでも非課税世帯や子育て世帯に対する給付金事業を実施してまいりましたが、私としましてもさらなる支援対策が必要であると考えております。今後、支援対象者等の具体的な内容を早急に検討し、支援策を提案したいと考えております。

次に、(6)18歳までの医療費無償化についてであります。

本市の乳幼児等の医療費としましては、現在15歳までの医療費自己負担分の助成をしております。私といたしましても、できるだけ早期にその対象年齢を18歳まで拡充したいという思いではありますが、県内の市町村の状況をお聞きしますと、児童の定義として就労者や既婚者を除くことや所得制限を設けるなど、市町村ごとにその設定は違っていることもありましたので、これまで本市における制度設計についての検討を行ってまいりました。

そして、本市の方向性としましては、18歳までの方の健康を守ることを、安心して医療にかかることのできる環境を整えることを目指し、所得制限等の規制を設けないということで整備を進めておりまして、9月議会には関係する条例の改正や予算化について提案をし、その後、医療機関等や対象者への周知、システム改修等を行い、令和6年1月からの実施を目指し

て取り組んでまいります。

私からは以上であります、産業振興課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

1、市長の政治姿勢についての(4)同対事業の縫製工場についてであります。

縫製工場として使用されております共同作業場につきましては、昭和45年から昭和63年にかけて市内7か所において整備され、民間企業が使用し経営を行ってきたところではありますが、平成10年頃から経営難などの理由により順次閉鎖されており、現在使用されている施設は大谷大型作業場の1か所のみとなっております。使用されていない共同作業場の今後の再開の見通しにつきましては、今のところ企業等からの申入れなどはない状況であります。

また、議員御案内のとおり、施設の老朽化が進んでいること、また周辺環境への影響などを考慮し、今後におきましては室戸市遊休財産有効活用等検討委員会に諮り施設の取壊しを含めた検討を行ってまいります。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。2回目の質問をいたします。

この市議会議員選挙の結果についてというところの中で、いつまで民意を置き去りにするんですかということ聞いております。先般行われました市議会議員の選挙、庁舎を建てるということに反対の声を上げておりました議員が飛び抜けて突出して当選をされた議員もおります。

それから、上位に名を連ねております人たちのほとんどが反対ということを行っているんですけども、この議員の中には市内をくまなく回る中で100回以上演説を打つ。私も70か所以上演説をやりました。そんな中で、その演説を聞いている市民の中に、私たちが知りたかった情報をあなたが言ってる。それから、別の人演説も聞いたけれど、私たちが知りたかった情報をあなたたちが言ってくれている。市は情報を出してこない。出してこない。

これは先般の一般質問の中で、私、数字に出して言っていますけれども、1人の職員さんが使う面積が決まられていて、それ掛ける職員さんの人数分でいくと、今までのこの庁舎よりも、分かりやすく言えば、もう一階上に積み上げたぐらいの広さの床面積を持つ建物になる。しかも駐車場の広さは350台も止め置くという、そんな大きなことを市長は言われているんですよ、出てきているんですよということを言いましたら、いや、自分たちは説明も聞きにも行ってなかったので詳しいことは分からないけれど、でも、あなた以外にも言われる演説を聞いた人たちの情報というのは市民が広く知りたかった情報がいっぱいあったということを市民が言われておりました。

私は、どの議員よりも一番多く説明会場に足を運んだと自負をしております。そんな中で市

民が言うのが、執行部の人たちにそんな大きい建物要りませんろう、小そうにしてくださいや、小そうにしてくださいやと言うてます。そしたら、その小そうにしてくださいやというのが返事は、執行部はそうですね、小そうしましょう、小そうしましょう、こう言われております。でも、そこから先、突っ込んだ返事がないんですね。だから、市民は、小そうにする言ゆき、小そうになるがやろうと、こういうことを思ってるわけですね。執行部の人に、何できれいに言うちゃらんがって聞くと、いや、そこから先、市民聞かんやんか、聞かれんことは、自分たちは聞かれてないき言えませんというような返事でした。

この市議選の投票においても、それからその1つ手前の2月の段階で行われた住民投票でも、市民の意思っていうのはこの票数にはっきりと表れています。市民の意見がなおざりにされるような行政であっては駄目だと思いますので、市長はよくお考えをいただきたいと思いません。市民の民意を拾い上げてください。

そして、市民館の問題であります。

市民館の館長配置ですけれども、私、議員になった4年間、さきの1期目、そのときにこの問題を取り上げて質問をしまして、全館に専任の館長を置くということがされました。でも、去年も今年もまた兼務の館長さんが置かれております。

高知県隣保館運営支援事業費補助金交付要綱の中に、館長の兼任が認められる合意的な事由は次に挙げるものとするがあります。それには、同一敷地内の兼務であり主たる業務が隣保館館長と明記されております。この隣保館というのは室戸市で言うと市民館に当たります。行当と吉良川の市民館は同じ室戸市の中にあっても、同じ敷地の中にはありません。そうですね、市長。ありませんよね。市民館の設置及び管理条例施行規則はあらゆる法律をもって、そのあらゆる法律を受けて制定をされておりますよね。なぜ条例が守れんがですか。これ、県の条例ですよね。県の条例やき室戸市は守らんでもええがですかね。行政が定めた条例は行政執行になくはならないものじゃないですか。言わば行政の憲法のようなものでしょう。この条例を守らなくても構わない法的な根拠はあるのでしょうか、お聞きをします。

この条例が守られずに市民館に専任館長が配置されていないということになりますと、補助金や地方交付金に影響があると考えますけれども、ないのでしょいか、お伺いをいたします。

以上です。ごめんなさい。これ、市民館の問題についてです。

それから、先ほどの縫製工場の件ですけれども、検討していきます、取り壊す分についても検討していきます。教育集会所であるとか、この縫製工場とかというのを以前に質問をしたときにも同じような検討しますということでした。いつまで検討するんでしょうか。時期的なことをお返事いただきたい。壊すのならばいつ頃、それから壊さないのであればどういう理由で壊さずに置いているのかということを知りたいので、そのあたりの返答をお願いいたします。

それから、給付金の支給についてであります。

今回のこの物価の高騰に合わせた給付金の支給というのは国100%の財源で、今回のこの議会にも提案がされて議題の一つとして出てきていますけれども、室戸市独自の給付金をとすることで私は声を上げておりますが、この給付金の支給について安芸より東のほうの自治体、例えばそこは現金ではありませんけれども、芸西村でありますと1万円のクーポン券が配付をされる。それから、田野町では5,000円の地域振興券が、それから安田町は8,000円の地域振興券がということで配付がされるようなことが新聞にも載っております、そして担当の役所のほうに電話を入れて確認をいたしましたら、そのようなことがされるということでございます。

市長も室戸市独自のものを前向きにどうも考えてくださるような答弁のように受け取りましたので、室戸市独自の給付金の支給をぜひ強くお願いをしたいと思います。

それから、18歳までの医療費についてでありますけれども、令和6年1月から実施をする予定だと市長は言われております。私、去年の12月の議会でこのことを市長に言いましたときには、市長は新しい年度の早い時期に実施をするということの答弁をいただいております。遅いです。この来年の1月の実施は遅いです。

なぜならば、12月の議会の私が一般質問をする2日ほど前でした。田野町も中芸5か町村の中で一番最後に18歳までの医療費の無料化を打ち出しました。その田野町も、この4月からこの制度がスタートをしています。

市長はよく言われますよね。ほかの自治体が、市町村がやっているのに室戸市がやれないわけがない。しかも、室戸市にはたくさんの職員がおります。人口も多いでしょうけれど、遅いです。遅いです。もう少しスピードを持ってやってほしい。1月でなくて前倒しに。もう少し前倒しをしてやっていただきたい。

ありがたいことに、市町村の中には、よそでは例えば18歳で結婚をしているとか、それからどっかの就職に就いていて社会保険ができていてから除外をするというような線引きをしているところもあります。あるのはあります。でも、今回市長が答弁の中で、それも全部18歳までという年齢の中のくくりでうちは出しましょうということを言われております。私が理解とか納得がいかないのは、令和6年1月からというのではなくて、もう少し手前に前倒しをしていただいでできないか、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

2回目、終わります。

**○議長（町田又一君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 竹中真智子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

5点の質問をいただきましたが、私の答弁の、また担当課長に補足説明させますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

1点目は、市議会議員選挙に関係をしての御質問でございましたが、質問の趣旨は民意をいつまで置き去りにするのかといったことのように受け止めました。そうした御質問につきまし

ては、前の議員の皆さん方にも答弁をさせていただきましたように、住民投票、あるいはまた市議会議員選挙、そうした中で随分と市外の方々からの意向や意見なんかを聞く中でも様々な新たな問題が出てきております。

特に言いますと、津波に向けてどう対処するのかといったことなどの議論がまだ十分深められてない大事な物事もありますので、そうしたことをしっかりと議論をして間違いのないような答えを出したいということで、本当に急いで取り組まなければならない課題でありますけれども、もう少し時間猶予をいただきたい。そして、議会の皆様方もしっかりと議論をして、その方向性を見いだしたいという姿勢でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目に、市民館の館長について、市長は当初、全館に専門館長を置くということで進めていったじゃないか、お約束じゃないかということだと思いますけれども、そのことについては、それで全館に館長を置いて取り組んでおりましたけれども、1度目の答弁でもさせてもらいましたように退職者の問題、あるいは育児休業や病気休暇といった職員がかなり急な形で増えまして、なかなか職員の数が足りないような状況になっております。職員採用も今準備しておりますけれども、そうした職員の採用に向けて対応は今後考えていくということになりますので、御理解賜りますようによろしくお願ひします。

法的根拠はあるのかという御質問でもございましたけれども、その法的なことについては今ちょっと私の知識では答えることができません。担当課長のほうで御意見ありましたら補足をお願ひしたいと思います。

それと、3点目に縫製工場について、その取壊しの時期などの御質問でしたけれども、今、具体的にいついつまでに壊しますということが言えませんが、前段、課長からも答弁しましたように、きちっと手順を足して検討委員会で協議をしながら順序よく整理しなければならない物事には取り組んでいく姿勢でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

4点目、給付金についてでありますけれども、これは市独自の支給金をお願ひするということの御要望と受け止めましたので、今後検討材料にさせていただきたいと思ひます。

5点目、18歳までの物事で遅いじゃないかという指摘をされました。昨年の暮れから、この私の市長選挙、そしてまた市議会議員の選挙などを抱える中で、庁内ではかなり私も職員の背を押してスピードアップをしてやっていこうじゃないかという市の体制が出来上がってきつつあるように思ひますけれども、条例の改正なども議論をし、ほかの市町村の情報も入れながらしっかりと取り組んでいく中で来年1月ということで頑張っておりますので、どうか御理解賜れたら大変ありがたく思ひます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（町田又一君） 田淵人権啓発課長。

○人権啓発課長（田淵由加君） 竹中真智子議員の2回目の質問のうち、市民館の補助金についてお答えいたします。

高知県隣保館運営支援事業費補助金交付要綱によりますと、市民館の基本事業のうち相談事業等という部分で、専任館長の場合、1館511万6,000円、兼職の場合、今年のように2館が兼職の場合では1館311万9,500円、補助率が4分の3でありますので、全ての市民館を専任館長にした場合より約300万円弱の減となります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君の3回目の質問を許可いたします。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 課長、今、答えていただいたのは、市民館の館長の補助金の分ですよ。そうですね。それ以外は全然交付金とかいうのは変動がないんですか。そんなことないでしょう。そんなことないでしょう。県のほうへ問合せをしたら変わってきますよということでした。

たしか今年の1月の半ばでしたか、トンガ沖の海底地震の影響で佐喜浜の港の船が沈没したり被害を受けたというときがあったかと思いますが、そのときに人権啓発課の課長とか市長とかは東京のほうへたしか予算の関係の陳情で行かれたということの話を聞いております。

室戸市って全国市町村の中で全住民の20%以上に当たる同和地区民を抱える人権問題解決のための財政対策全国協議会の会長を長年務めてきて、今年からは辞退をして変わっているようでもありますけれども、これは補助金とかそういうお金をたくさん出していきたい、簡潔に言うたらね、そういうようなことで結成をして国に働きかけをしている団体の一つになるわけですよ。そうやってやって補助金を下さいよということをやっていますのに、館長は2館で1人しかさせない。館長のお給料は、人件費、国2分の1、県と市が4分の1ずつというようなことでやっていますので、人員が減らされても別にそれはということも分かりませんが、県の返事では、人件費だけではないですよと、同和事業に対するそういういろんな小さな項目に分けて出されている交付金の中にも影響は出ているということの応答でございました。

これ、今言うように、この長ったらしい名前の団体の長を去年までずっと続けてきて室戸市やってきています。それは財源対策で何とかちょっとでもお金を振り分けてほしいということやってきているのに、していることと言うては違いますよね。これをしっかりと考えていただきたい。

ほんで、去年もそう、今年もそう。何かあったら、職員さんの急な病気があったから、何があったからというてすぐしわ寄せが来るががこの人権啓発課の職員を減らす、減らすというか、そこに負担を押しつけてくる。何でながですか。これ、行政の差別ではないんですか。課長も言うべきですよ、市長に。これはいかんでしょうと。去年もやって今年もやるんですかと言うべきですよ。行政がこんなことじゃいかんがじゃないです。悲しいことに、いいです、これはもうやめましょう。

もう一度答弁のほうをお願いいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の3回目の質問にお答えをしたいと思います。

館長の問題についての御指摘でございましたが、国への要望は、この人権の問題等を抱える地域、全国で12市町村あるんですが、そのグループの協議会で特別交付税の要望に行ってます。いろいろ様々な財源が、国の制度があった地対法の制度があったときに造られた住宅だとか事業なんか、道路だとか、様々な問題が、その事業がなくなって全部一般財源で負担もせないかんようになってきてるので、そういったことを国がもっと責任を持って応援してもらいたいという特別交付税での要望をしてるところです。

今、館長の問題につきましては、確かに館長をそれぞれの館に配置ができると国の制度いっぱい補助金をもらうことができますけれども、二分したら当然半分のものしかもらえないということの差で今300万円ぐらいということのお話でしたけれども、事業としては、国への要望についてはそういったことの中で取り組んでいることですので、御理解をいただきたいと思います。

御指摘の趣旨は、全部の館にしっかり館長を置きなさいという御意見だと思いますので、今後職員間の異動、採用等の状況を見ながら、できるだけ対応できるように頑張っていきたいと思いますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） これをもって竹中真智子君の質問を終結いたします。

健康管理のため2時15分まで休憩をいたします。

午後2時0分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（町田又一君） 動議の発言を許可します。

澤山保太郎君の……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山保太郎です。

それでは……。

○議長（町田又一君） 簡明にお願いします。

○7番（澤山保太郎君）（続） 議長のお許しによりまして、動議を提案いたします。

一応文書化しておりますので読み上げますが……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 問責の要旨。

植田市長は、昨日6月19日の河本議員の質問への答弁の一部に事実と反する内容の発言があり、室戸市議会の品位を著しくおとしめる結果となっております。私たちは今後、議会答弁で

は事実に基づき真実のみ明らかにすると市の市長の姿勢を正すために、ここに市長の問責を決議する次第であります。

事実及び理由。

河本議員は、市長が計画中の新しい市役所庁舎について、市民の間に市長が豪華な建物を建てると言っている者がいるという趣旨の質問をしたわけではありますが、植田市長はこの質問に対して、そういう豪華な建物を建てるといふようなことを全然言ったことがないというふうに全面的に否定し、そのようなことを言ったとされる市民というかチラシとかというものについて激しく激しく非難の答弁をやったわけです。要するに、それは政治的迫害を自分に加えておるんだという趣旨の非難をやったわけであります。

ところがしかし、市役所発行の庁舎移転問題についての説明会の議事録や説明会の会場に出席した人の話では、昨日の市長答弁というものには、これは全く虚偽が入っているということが判明しているわけです。これは、先ほど午前中にやった議会運営委員会でも、その点が疑惑があるというふうな表現で指摘されておるとおりであります。

昨年4月20日、市役所会場での市民と市長との間での質疑応答の記録、説明会議の議事録というもので私の机の上にあるんですが、この記録によると、市民の側にはそのような発言、すなわち豪華な建物とか豪華な市役所とかというふうな発言は全くなくて、むしろ植田市長の説明会場での答弁の中に豪華な市役所云々の言葉があるわけです。そのことが確認されるわけがあります。

その議事録にはこういうふうを書いてあるんです。市長の答弁として、そんなに厳しい人口減少、子供のいない室戸の中にこんな豪華な役所を建てないかのかということでありましてけれども、これから20年先に、今1万2,000人、5,000人になろうという急スピードで人口が減少してる町だからこそ役場をしっかりと建てて、職員もしっかり育てて守るといふふうに記載されておるわけでありまして。この発言が全く事実であることは言うまでもないことであって、私が持っている議事録の記録というのは建設課が編集して発行しているものです。この発言自体も異常な発言であっておかしいと思うんですが、この発言を自分にはしてないと言っているわけですね。

続いていきますが、植田市長は豪華な役所との言葉が市民からの質問の声にあったように言っておるけれども、市民の側は、ただ大きな箱物という程度の表現をしているにすぎない。それを市長が勝手に豪華な市役所という言葉に言い換えたのであって市民は何ら非難されるものではないわけでありまして。

河本議員の質問の事実関係がちょっと曖昧な点もあるんですが、私はそんなこと言っていないという市長の答弁は明らかに虚偽内容であり、そのことは証拠に照らして明らかであると。議会を舞台によこしまな意図を持って虚偽の質疑応答を構えてこれを実行したというのは、日本の憲政史上前代未聞であると思っております。我々はこの事件の張本人である虚偽答弁を重ねた植田壯一郎市長の責任を厳しく問うものであり、植田市長、室戸市議会、室戸市長

の品位を著しく毀損したのであるから相応の責任を取ることを求めるものであります。この問題は植田市長自身が発信源であり、仮に市民が新しい庁舎を豪華な建物と言っても、それは市長の言葉を信じて発言するんだから何ら問題がないと思うわけであります。

以上、動議を提案するものでありますので、議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（町田又一君） ただいまの澤山保太郎君からの動議について賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（町田又一君） ただいまの澤山保太郎君からの動議については、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

事務処理のため60分間休憩をいたします。

午後2時22分 休憩

午後3時1分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（町田又一君） 追加日程第1、決議案第1号植田市長の虚偽答弁に対する問責決議についてを議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山でございます。先ほど動議を成立させていただきましたので説明をいたします。お手元の問責決議の案文を御覧になっていただきたいと思います。再度これをだんだんと読み上げながら説明したいと思います。

問責をする要旨というのは、植田市長は昨日、6月19日の河本議員の一般質問の答弁の一部に事実と反する内容の発言があり、室戸市議会の品位を著しくおとしめる結果となっておる。私たちは、今後議会答弁では真実に基づく、いや、事実に基づく発言を専らとして真実のみ明らかにしていくというような、こういう議会、また市長の姿勢でなければならぬ。そのことを正すために今回市長の問責を決議したいと考えておるところであります。

事実及び理由といたしまして、周知のとおり河本議員が昨日、市長が計画中的新しい市役所庁舎について、市民の間に市長は豪華な建物を建てると言ってる、そういう人がおるんだという趣旨の質問をしたわけでありますが、この質問自体がどんな根拠に基づいてされたかということも問題であります。今はそのことは問題にするところじゃないわけです。植田市長は、

この河本議員の質問に対して全面的に、そんな事実は言った覚えはないというふうに否定したわけでありませう。

そして、それだけじゃなくて、そのよううわさとかそういうことを、豪華な建物を建てるんだとて言うとするそういう人に対して厳しく非難してる。これは市長自分に対して政治的な迫害であるなどというところまで言うとしたよな。非常に御立腹のようでありますけれども、しかし、これは何も市民がそんなうそをかまえたわけではないし、それから市長の答弁の中にもありますが、ビラで何か書いてあるというようなことを言っとするわけですよ。ビラでなくて、私はちゃんとしたタブロイドの新聞を出してんだ。その新聞にちゃんと文章を引用してあるわけ。そういう趣旨の質問を河本議員がやったことに対して、否定するだけじゃなくて、かんしに、市民に対する猛烈な非難をやったわけでありませう。

昨日、私もその資料を、市役所が作成した説明会の議事録を持っていなかったのて、昨日急いで帰ってそれを調べたところ、豪華な建物を建てるのかなんとかというのは市民は誰も言うてないんだよ。議事録、その昨年4月20日の市役所の説明会場での記録を全部見ても、全然そんな記録は、市民が豪華な建物とかというようなことは言うてないわけ。言うてるのは市長本人が言うてる。それはここにも引用してあるとおりでありますが、この引用文は全くの事実。これを否定するんだしたら、それを録音したり編集したりした、その担当の職員に呼び出して聞いてみたらいいんだ。こんなことを俺が言ったのかどうかとか。そんなことを聞いたって担当の職員は事実をありのままに言うしかない。

どういふうに言うとするかといひますと、この中ほどに引用してあるとおりでありますが、そんなに厳しい人口減少、子供のいない室戸の中にこんな豪華な役所を建てないかのかというてことでありませうけれども、これから20年先、今、1万2,000人、5,000人になろうという急スピードで人口が減少してる町だからこそ、役場をしっかりと建てて職員もしっかり育て守るといふことを発言しとするわけ。

この発言自体が第一大問題なんだよ。そんなこと言うてないという気持ちは分かるけど、言うとするんだよ。寂れてくる町で、だからこそ豪華に建物を建てるというてふうなことを言うていふのはちょっと頭がおかしいんじゃないかと思われても仕方ないわけ。本人は立派な人格をしてるわけやけど、この発言に関しては狂っとなんじゃないかと思われても仕方がないわけ。だから、率直にそういう発言をしたということて認めて謝罪するとか、それはちょっと私は勘違いしてたとか、何か弁解をすべきだよな。ところが、それを真っ向から否定する、言うてたことてはないと。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君)(続) もう少しで。植田市長は、豪華な役所という言葉は市民から出たように言うとするけど、市民は一切言うてない。この市長の答弁、豪華な建物、市役所というて発言をやり取りした会場におった市民もここへ来とするはずですよ。傍聴席におる。議員も何人

かおったわけだよね、私もおったけど。直接聞いとる。それが記録されてるんだから。

そういうことでもありますので、市長の答弁は、その肝腎なところが虚偽内容であるということとはもう明らかである。この発言自体が、発言の内容、豪華な建物を建てるんだという発言の内容も、これは政治責任が問われるわけよ。まして、言うたことを言うてない、誰かが、市民が言うたんだというふうに、そんなうそを言うて、それを非難するんだよな。実際言うとするのは自分であるから、その非難の言葉は自分に突き刺さるわけよ。こういうふうなやり方、この議場を利用して虚偽内容のことを一層上塗りするというようなことは、こんな芝居がかかったことは日本の議会、地方議会といえども憲政史上まれに見る出来事だと言わざるを得ないわけで。そういうことでもありますので、議会を侮辱し議会の品位をおとしめて、市長の職務というものの重大性を自覚してないと言わざるを得ないわけでもあります。

ですから、私はそれを正すために問責決議をしたいということでもありますので、皆さんの御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（町田又一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑がある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。質疑をさせていただきます。

澤山議員から問責決議が出てますけれども、その中で何点か疑問点がありますのでお聞きをしたいと思います。その文章そのものが、何か取り留めのないようなところもあって、もう一度聞かなくてはならないということでございますので質疑を行います。

まず、昨日の市長答弁の中に、市民に配られたビラで豪華な庁舎といった記事が目にとまりました。こうした虚偽の内容を大きくアピールして建て替え反対の投票につなげようとする言動は悪意のある行為であり、政治的迫害に当たるというふうな答弁をしております。

それともう一つは、私自身は豪華な庁舎を建てるなどという非常識な考えは全く持っておりませんと、ここでも明確な否定をされております。

澤山議員に聞きますけれども、こういった昨日の市長答弁が、この問責決議の中に十分に含まれているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 山本議員の質問に答えますが、本人は言わなかったと言うわけで、言わなかったことを言うたというて言うとするのは悪意のあることであり政治的迫害であるというふうに言うとするわけよね、本人はね。そのことをあんまり大きくは取り上げてないけれども、市民に対する猛烈な非難をしてるという形でこの決議案に含めておるわけでもありますから、御了解を願いたいと思います。

それで、一言言うておきますが、そういう政治的迫害をしたとか悪意のあることを言われたとかというような言葉自体が、これは恐らく僕のことじゃないかと思うんだよな。これ自体が名誉毀損だよな、著しく。私が新聞に書いたのは、ただこういうことを市長は言うております

よという事実を摘記して、そうしてそれについてのコメントは私が書いてるわけよ。この発言についてはちょっと狂っとなじやないかと、常識から外れてんじやないかというコメントはしてるわけ。名誉毀損というのは、事実をゆがめて事実でないことを事実のように言ったりした場合には名誉毀損になるけど、事実を摘記して、それについてコメントすることは自由なわけ。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) だから、それは一言言うとか、警告を発しとるわけ。そんな異常な形で非難するというのは名誉毀損に当たるということを言うておきたい。ほかに何かある。

○議長(町田又一君) 戻ってください、自席へ。

山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。

○11番(山本賢誓君) 2回目の質疑を行います。

先ほど言いました市長答弁ですけれども、もう一回読み上げますけれども、これは市民に対しての答弁ということに捉えられますので、こうした豪華な庁舎といった記事が目にとまりました。こうした虚偽の内容を大きくアピールして建て替え反対の投票を妨げようとする言動は悪意、これは市民に対してですよ、市民の悪意ある行為であり、政治的迫害に当たると思うということですが、これはもう市民に対してこれほど失礼な言葉はないと思いますよ。たとえこれが誰かを指していることであっても市民が対象というふうには受け止めます、答弁ではね。これはあくまで市長としてこういう答弁をするべきではないというふうに私は思います。答弁は要りませんので終わります。

○議長(町田又一君) ほかに質疑はありませんか。河本竜二君。

○3番(河本竜二君) 3番河本。ちょっと質疑をさせていただきます。

私、昨日市長に対しまして、市民の方々から、市長が豪華な庁舎を建てようと言っている。この話、随分前から聞いております。市民の方、言われておりました。羽根の方も言われておりました。室戸の方も言われておりました。これは市民の方から聞いております。その中で澤山議員が、今回この4月20日の説明会の中のことを出してきておりますけれども、4月20日、私、これより随分前に、今、市民の方から豪華なものを建てると聞いております。

その中で、今、市長がこの私の答弁に対して、市民に配られたビラで豪華な庁舎といった記事が目にとまりました。これはいつのことか。このビラ、私の家には一切ビラとかそういうものが来ないので見ていません。これはいつのビラなのか、ちょっとお伺いをしたいことと、あと、このビラが実際にあるのか澤山議員にお伺いしたいことと、それと、この文面を見ますと、そんなに厳しい人口減少、子供のいない室戸の中にこんな豪華な役所を建てないかのかということでもありますけれどもあります。私は、私が豪華という言葉聞いたように、市長も私より先に聞いておると思うんですね。その中で市民の方に対して、この大きい箱物とか建

物ということの質問があったときに豪華という言葉が出たのではないかと推測しますけれども、ここの取り方の違いがちょっと出ているのではないかなと思いますが、ここのところについて澤山議員にお伺いをいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 市長に対する質問をどうも私に振り向けてるような感じがするんですが、そういうビラがあるのかということでありまして、これは昨日もお見せしましたようにこういうビラがあるわけ。ビラというか、これは新聞やけどね。その中に議事録で書かれていることを引用しとるわけね。この引用文は、どこも間違いないと思うんだよね。それについての私のコメントをいろいろ書いてあるわけ。だからこのことについて、こういうふうな内容のことを市長が言ったのかどうか、それは市長は言うてないと言うわけよね。議事録にはちゃんと言うとするという記録があるわけやから、私としては議事録に基づいてこういう記事を書かざるを得ないわけで。

それから、もう一つ何だったっけ。市長に対する質問。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） おたくは、誰か分からん市民がそういうことを言うとするということでここへ持ち込んだわけよね。だから、それは質問する場合にどういう形で質問をするのかは全く自由でありますけれど、しかし世間でのうわさがあるからというて、この議会に真偽を確かめずにうわさを持ち込んできて質疑するということは、私の考えではやはりまともなやり方ではないと思うんだよね。うわさであっても議会にのせる以上は真偽をやっぱり確かめ、そのうわさの元が何であるかをきちんと調査した上で、それを議会に持ち込むべきと私は思うわけ。だから、今回この問責決議の中にはおたくのことはのせていないけど、しかし一般の責任なきにしもあらずというのが私の考えであります。今後市内でいろんなうわさがあると思うけども、議会にのせる以上は事実を確かめて議会へ上げてもらいたいと願う次第であります。以上です。

○議長（町田又一君） 河本竜二君の2回目の質疑を許可いたします。

○3番（河本竜二君） 河本。2回目、質疑させていただきます。

澤山議員の言われることは分かります。事実に基づいたこと、本当に私もそのように思いますが、私は実際市民の方から聞いておりますので、事実であると思っております。そうした中で、私たち議員はそういった直接聞いた方の市民の声を上げていくということも私たちの仕事だと思います。それを執行部に対して聞いていく、どうなるか疑問を晴らしていくことも私たちの仕事ではないかと思っておりますので、そこところは澤山議員さんと私との考えがちょっと違うところありますので、私は直接聞いた市民の方の意見を言わせてもらいましたので、確認という意味では確認をしています。

そういうことですので、これでは確認をしたことにならないのか、直接自分が聞いたことを

質問させていただいた、これが確認ということにならないのか、澤山議員に御返答をお願いいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 河本議員の質疑に答弁いたします。

先ほど述べたとおりでありますけれども、議会の議員、一般の市民ももちろんそうですが、世間に流れているうわさをそのまま議会へ持ち込むというやり方は慎重にすべきじゃないかと思うんだよね。私などは議員でもなかったわけですが、必ず具体的な証拠に基づいて新聞を書いとるわけです。うわさとか、あるいは想像いうふうなことで物は書けないわけ。事実に基づかなければ名誉毀損になるわけでありますからね。だから、慎重に、事実を公表する場合は、うわさであっても、そのうわさがうそだったら、誰かがうわさしたからといって誰かの責任にできない、うわさを信じて公表した者の責任になるわけだ。

そういうことですので、どんな場合でも事実に基づいて、証拠を出せと言われたら、証拠はいつでも出せるというようなことで議会でやってもらいたいと、ここに思う次第であります。以上。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は、追加日程第1、決議案第1号植田市長の虚偽答弁に対する問責決議についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。決議案に賛成の立場で討論いたします。

昨日の市長の答弁を聞いていまして、庁舎移転建て替えの反対を活動していました私としては、少し疑問に感じてました。豪華な市役所を建てるという植田市長が言ったというこのうわさは、今回提出された会議録のみではなく、市内の各方面で言われていました。その発信源は明らかに植田市長であると以前から言われていました。どういう趣旨での発言であるのかは定かではありませんが、この発言が市民の反発を買ったのは事実であります。

また、今回の議会での答弁において自分の発言を忘れ、その責任を感じず、そして他人に責任を転嫁するような行為は行政のトップとしてふさわしくないと思いましたので、今回の問責決議に賛成いたしました。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） どちらでも構わないです。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 竹中議員。

○4番（竹中真智子君） 私は、賛成のほうの声を上げさせていただきたいと思います。

市内のあちこちの説明会場に議員としては一番数をこなして行きました。どこの会場だったか、幾つも行きましたので定かではありませんけれども、確かに市長は豪華な建物を建てるというこの発言をされました。それを生で聞いております。そのときに一緒にその会場におられた議員さんと、市長すごい、そういう考えながや、というようなこの話をしております。生で聞いておりますので、この問責決議案には賛成をいたします。

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本です。今回のこの問責決議に対して反対の意見をさせていただきます。

先ほど質疑でもいたしましたけれども、私も今回の選挙でかなりつらい立場になりました。その中で今の言われた豪華なことも聞いております。でも、直接市長から聞いたこともございません。本当に市民の方々です。この今日出されている提案書にありましたように、誤解をされる部分もあったかと思えます。そして、市長が直接言った豪華発言を聞いたことはないんです。その中で市長が豪華な庁舎を建てると言っている、そういう方をたくさん聞いたんです。それも先ほど言いましたように、去年の暮れか明けてか分かりません、随分前です。その中で発信が植田市長なのか、どこかから発信をされてそういうふうな方向に行ったのか、本当に私、今分からない状況になっております。確かなことが分かってない状況で問責決議を採るのはちょっとどうかな、もう少し調査が必要やないかなと感じますので、今回のこの動議に対しまして反対をいたします。

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。池田君。

○2番（池田教子君） 2番池田教子です。今この問責決議ということで、私自身も市長がそのような発言をされたということは、耳にはしておりません。それで今回、その曖昧なところというところで、今日の日のこの問責決議ということには私は反対をさせていただきたいと思えます。

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。小椋君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。決議案第1号、植田市長の虚偽答弁に対する問責決議案について、私は賛成をいたしたいと思えます。

この豪華な庁舎を建てるという話は、いろいろなところから私も耳にしております。そういったことについて、この話はどっから出てきたのかということを確認したわけではありません

けれども、恐らくこれは市長がそういう話をされたということも聞いております。そういった内容の中で、私は今回ここに提案をされている問責決議案には賛成をするものであります。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって決議案第1号についての討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで皆様に御報告いたします。

久保田浩君から、質問項目5、市の財政状況についてにつきましては取り下げる旨の申出がございましたので、御報告いたします。

久保田浩君の質問を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。1、市政運営について、(1)住民投票についてお聞きいたします。

御承知のとおり、市の庁舎の移転建て替えか、それとも現庁舎の耐震改修か、今後の市庁舎整備に関しての方向性を問う住民投票が今年2月19日に室戸市で初めて実施されました。結果、市民の多くは現庁舎の耐震改修で十分であると判断されました。しかし、植田市長は庁舎の面積を小さくコンパクトにして検討すると、いまだに庁舎の移転建て替えを進めるような発言をされています。

昨日からの前段の議員への答弁もお聞きしますと、大学の先生、その他の自治体の首長さんとかも、津波浸水区域外に庁舎を移すべきとの御意見もありますとの答弁が2度ありました。市民の思いよりも外部の有識者の意見があなたにとっては重要であるということでしょうか。室戸で住み、生活している市民の思いよりも、あなたの思いに賛同してくれる外部の方の意見が重要と考えられているあなたに何を言っても無駄かもしれませんが、現庁舎の耐震改修に方向転換する時期ではないかと思われませんが、お答えいただきますようお願いいたします。

今、国のほうでは自民党、公明党が中心になり、憲法の改正が進められています。国会議員の3分の2以上の発議、そして最終的には主権者である国民の国民投票の過半数で憲法は改正されます。我々選挙で選ばれた公職者は、住民投票の結果を尊重すべきではないかと思われませんが、市長はどう思われていますか。

次に、(2)あおぞらだんちの分譲に係る損失についてお聞きします。

この質問は、令和4年9月議会において竹中真智子議員が質問され、植田市長は損失とは思っていないと答弁をされています。今年5月にまちづくり推進課に情報の開示請求を行い、この団地整備に関しての資料をいただきました。その資料に基づいて質問をさせていただきます。

資料では、団地開発に要した測量、設計、用地購入、造成工事費の合計額が7,098万8,868円となっております。そして、後々市が管理する団地の進入路部分の整備に要した費用が995万5,000円となっており、この金額を差引きいたしますと6,103万3,868円となります。この団地開発に対しては、国や県からの補助金はなく、かかった費用であるこの6,103万3,868円が団地の売払い額の総額になると思われま

す。しかし、この資料を見ますと、このあおぞらだんちは2度不動産鑑定が行われています。1度目はさきの所有者から用地買収を行うために行い、2度目は宅地造成販売区画を定めた後行い、そしてその不動産鑑定額で販売単価を決めています。8区画全て販売した場合、3,143万5,813円として売払いを実施しています。6,103万3,868円で売らなければいけないものを3,143万5,813円で販売するというのです。まだ1区画売れ残っていますので、今の段階では2,762万449円の収入となっています。全て販売したとしても、差額である2,959万8,055円については明らかに損失、歳入欠陥であると考えられますが、どうお考えでしょうか。

私は市役所職員当時、高岡、羽根地区の海洋深層水関連事業用地、そして富士鍛工の高台移転用地等、宅地開発事業を担当してまいりました。高岡、羽根地区海洋深層水関連事業用地では、国・県の補助金がなく、宅地開発に要した金額は全て分譲価格に反映させ、分譲いたしました。高岡地区では市が保有していた旧保安林用地もありましたので、その土地にも単価を設定し、有償で分譲しております。富士鍛工の高台移転用地では、国・県の補助金、交付金があったので、補助金、交付金を除いた金額で分譲いたしました。

このあおぞらだんちのように、かかった費用を無視して不動産鑑定で価格を決めるような手法は、これまでの室戸市の宅地開発事業において例がありません。販売価格の考え方が間違っているのではないのでしょうか。

このあおぞらだんちが検討され始めた平成29年度、私は水道局長として勤務しており、この団地の開発について前小松市長から相談されました。あおぞらだんち前の県道には、山田水源地から三津、高岡地区へ水道水を送る送水管は通っていましたが、宅地開発を行えるほどの配水管は布設されていませんでした。私は別の場所にするよう進言し、反対をしました。また、どうしても宅地開発をするのであれば、消防庁舎からあおぞらだんちまでの配水管の布設費用を一般会計から水道会計に補填してくれるようお願いしました。前小松市長は私の意見を聞いていただき、このあおぞらだんちの宅地開発計画の一時中止を企画財政課長に指示しました。なぜ前市長が中止した事業を予算化し、実施したのですか。それも僅か8区画と民間の不動産会社がこれまで室戸で行ってきた規模を多額の公金を投じて行ったのか、お聞きいたします。

また、この資料には水道管の布設費用として5,084万6,200円かかっています。水道局は独立採算制です。僅か8区画への給水のために5,000万円以上も費用をかけるのは、費用対効果の面から見ても採算が取れにくいと思われますが、この水道整備に対して一般会計からの予算措置はあったのかをお聞きします。

次に、(3)子育て支援についてお聞きします。

今、岸田内閣では異次元の少子化対策として新たな子育て支援策を検討しているようです。また、県内の各自治体でも取り組んでいることが新聞等で報道されています。

植田市長も、昨年行われました市長選において、重要な公約の一つとして養育費の支給を言われていました。当選直後のNHKのニュース番組のインタビューでは、字幕テロップつきで養育費の支給と放送され、市民はもとより、広く県内にも植田市長の公約が周知されたことであります。

あれから6か月が経過しています。こども子育て支援課等、新たな体制は整えられていますが、養育費の支給がいつになるのか、物価高騰が続く厳しい生活の中、子育て世代は首を長くして待っておられますので、早急な実施をお願いいたします。

養育費とは、一般的に子供の衣食住費、教育費、医療費などがこれに当たります。教育費の中の保育料については、5月19日付のホームページの記事に保育料の減免が掲載されていました。いい取組であると思われませんが、2点ほどお聞きします。

1、対象世帯に対しての周知はどのようにしているのか。また、減免制度ではなく、徴収猶予にはできないのかをお聞きします。また、小・中学校では給食の無償化が行われているようですが、保育所ではまだ主食を持参しているようです。給食の完全無償化はいつ行うのか、お聞きします。

医療費については、既に取り組まれていますので質問はありませんが、養育費の中で最も金額の算定が難しい衣食住費についてお聞きします。

今、国のほうでは児童手当の支給額の増額、対象年齢の引上げ等が報道されております。市長の公約の中で一番興味深いのが、この衣食住費についてであります。既存の児童手当対象者に一律で一定額を加算するのですか、それとも世帯の年収等を考慮して、年収ごとに階層的な金額を設定して行うのですか、また児童手当のように、各年齢層ごとに金額を設定するのですか、考え方についてお聞きします。そして、いつから支給を開始されるのか、併せてお聞きします。そして、これらの養育費の支給に対しての財源はどう考えられているのかもお聞きします。

選挙公約で全市民に5万円を支給しますと言って当選後すぐに断念し、リコール騒動が起こった愛知県の中根岡崎市長のようにならないよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、(4)市長の行動についてお聞きします。

植田市長は、室戸市の自称トップセールスマンとして、出張が多いと言われています。先進地視察をはじめ、県人会等にも積極的に出席されているようです。また、毎週金曜日には、必ず高知市内に出張されているとのうわさも聞こえています。室戸市のトップである市長が、そんなに市外に用事があるものなのかなど疑問を抱くこともありますが、そこでお聞きします。令和4年度中の市長の市外出張の日数、回数について、お答えいただきますようお願いいたします。

また、植田市長は市議、県議とを歴任されてきたことから、人付き合いが多いのもよく聞きます。室戸に来られた方をおもてなしするのも市長として重要な職務であることも分かりますが、中には市外の業者の方々との飲食が多く見られるようであります。そういった場所に市長が出席されるだけでなく、公務員である職員も同席されていることをよく耳にします。請負関係にあるなしにかかわらず、公務員として市民に誤解されるような行動は極力慎むべきであると思われませんが、職員を誘っている市長はどのようなお考えなのか、お聞かせいただきますようお願いいたします。

次に、大きな2点目、室戸中学校についてお聞きします。

(1)の避難場所からの除外についてお聞きします。

室戸中学校については、平成10年代に建て替えられ、耐震性を有する市内の教育施設では最も新しい建物であります。また、南海地震対策として、津波発生時には周辺住民が屋上に避難できるよう、外付け階段が整備され、これまで地元自主防災組織等により避難訓練も行われてきた施設であると理解していました。

しかし、令和4年5月に、浮津西町の住民から室戸中学校の移転計画を聞きました。それは令和3年11月に市の防災対策課が西町の住民に対して行った説明会で、室戸中学校は移転する、移転後学校のグラウンドに避難タワーを建設する予定であると説明を行ったそうです。室戸中学校の移転が正式に発表されたのは今年の1月だったと思うのですが、その1年以上前の令和3年度には移転建て替えが決まっていたのでしょうか、お聞きします。

室戸中学校の校舎は海拔約6メートルに位置し、鉄筋コンクリート造りの3階建てで、それまで避難場所とされてきた屋上は海拔約17メートル近くはあると思われれます。ワンプロック隣の二番町の津波避難タワーの屋上は海拔17.9メートルに位置しています。室戸中学校の屋上は、高さが足りないというのでしょうか。また、説明会では津波が発生した際、波の力に対して建物の強度不足であるとの説明を行ったようではありますが、それは調査を行った結果でしょうか、お聞きします。校舎屋上の避難所としての高さ不足、強度不足であると考えられているのであれば、今、室戸中学校に通っている子供たちは学校の管理下のときにどこに避難するのでしょうか。また、室戸中学校での避難訓練の状況について、どのように実施されているのかをお聞きします。

次に、(2)県教委との協議内容についてお聞きします。

今年の1月に室戸中学校の室戸高校周辺への移転計画が公表されました。校舎が約21億円、体育館、プールの整備費に7億円から10億円、総事業費約31億円で、令和9年度末開校を目標に整備を進めていくとのことであります。室戸中学校の高台移転については、市民の間ではその必要性等について協議されたことはありませんが、子供たちの安全を優先することについては異論もないと思われま

しかし、新たな校舎建設については、私も含め、多くの市民が疑問に思っています。というのも、現在の室戸高校ですが、全校生徒104名、定時制も8名です。毎年定員割れをし、定員数の半分にも満たない状況です。県道側の校舎の教室は、ほとんど使用されていないのが見られます。県が管理している学校ですので、市が自由に決めることができないことは市民も理解していますが、何とかできないのかと多くの市民は思っています。

令和4年12月議会で、濱口議員への答弁にもありましたが、県教委とはどういった協議がなされたのですか。学校施設使用の申入れはどのような内容であったのか、お答えいただきますようお願いいたします。

今年、令和5年度をもって、県の県立高等学校再編振興計画後期計画が最終年度になります。今年度中に新たな県立高等学校再編振興計画が策定されると思います。これまでの再編計画では、室戸高校は過疎地域で近隣に他の高校がないことから、本校の特例校として、1学年1学級20人以上いれば本校として存続できるように位置づけられています。今年度は49名も入学者があり、その基準をクリアしていますが、平成30年には22人にまで減少したこともあります。本市の急激な少子化は明らかであり、あと数年もすれば市内で各学年が50人ぐらいか、満たないほどにまで減少していきます。31億円と多額の費用をかけて校舎を整備しても、数年もすれば空き教室ができるようになるのではないのでしょうか。同じ敷地、施設に県立の高校、市立の中学校と、管理運営者が県と市で異なりますが、室戸の中学校、高校として連携できないものでしょうか。またそういった要望を県教委に対して求めていく考えはないのかをお聞きします。

次に、大きな3番目、燃油、物価高騰対策についてお聞きします。

(1)市民生活への対応策について。

先般の新聞報道にもありましたが、今月から四国電力が28%もの電気料金の値上げを申請されています。一般家庭では、各プランにもよりますが、毎月約2,000円程度上がるとの報道もされています。世界的なインフレによる物価高騰の上、さらに電気料金の値上げは市民生活への影響は大きいものであると思われま

そういった中、住民への独自の支援策を実施する動きが他市町村では見られています。芸西村ではこの6月議会に、村民に1万円を支給するための補正予算が上げられています。室戸市ではどのように考えているのか、お聞きします。特に、室戸市民の半数以上を占める年金受給世帯は昨今の物価高騰を受け、この4月から国民年金の支給額が月額千数百円程度増額改定

されましたが、今回の電気料金の値上げ額のほうが年金の増額を上回っています。また、高齢世帯では、火災予防の観点からIH調理器の使用世帯が増えていますので、今回の電気料金の値上げは家計に重くのしかかっていくことが予想されますので、市独自の支援策が必要であると思います。お考えをお聞きます。

次に、(2)公共事業への対応についてお聞きます。

この物価、燃油高騰の影響は、市が発注する公共事業に対しても影響が出ているのではないかと考えられます。公共事業については、予算設計を行い、国・県への計画申請、議会で予算化し、そして国・県の認可、そして発注と、1年近く時間を要する事業も多々あると考えられます。公共事業単価が市場単価に追いついていない場合、工事請負契約書の25条に規定されているスライド条項の適用が行えると思います。

そこでお聞きます。

工事請負契約書第25条第1項から第4項の規定に基づいた、工期が12か月以上の工事は室戸ではあまりないと思われませんが、スライド条項を適用した件数はあったのでしょうか。また、あった場合、その設計額に対しての増加額はどれくらいだったのでしょうか。

次に、同条第5項に定められている単品スライドについては、全ての工事が対象になると思われませんが、適用件数は何件くらいあったのか、お聞きます。

非公共事業である吉良川町庄毛地区の圃場整備については、どのような対応をしているのかも、併せてお聞きます。

圃場整備は、水路工事に大型のフリュームをたくさん使用すると思われしますので、この物価高騰の影響が多少なりともあるのではないのでしょうか。国のほうもこの物価高騰への対策として、この条項の積極的な活用を通知していますので、本市においても市内の建設事業者の負担軽減のため積極的に活用していただくようお願いいたします。

次に、(3)農業用施設整備費補助金の見直しについてあります。

物価、燃油高騰の影響をまともに受けているのが、当市の主要産業である農業ではないのでしょうか。ビニール、フィルム等は石油が原料であるため値上がりしています。ハウスに使用する鋼材も値上げが続いています。しかし、野菜は相場制ですので、幾ら資材が高騰したからといって、価格に転嫁することはできません。売上げは変わらず、経費ばかりが上がり、農家の収入は減っていくばかりの状態です。そのような農業に若者が就きたいと思うのでしょうか。子供に継がせたいと思うのでしょうか。農業に魅力を感じられるよう、行政の支援が必要ではないのでしょうか。

室戸市園芸用ハウス整備事業補助金についてお聞きます。

4月に羽根町で若者が新たにハウスを建設されたとお聞きしましたので、整備費等について聞いてみると、10アール当たりでハウス本体が1,500万円、その若者は水耕栽培を行うとのことでしたので、その費用が約500万円、合わせると2,000万円ほどかかったとお聞きしました。

15年前、私が農林課農政班の職員当時は、ハウス本体は800万円から900万円程度でした。これほど高騰しているとは思いませんでした。室戸市園芸用ハウス整備事業補助金の補助対象限度額を見ても、一般ハウス800万円と15年前に改正されたままで、実勢価格に比べて半分近く低いままとなっています。室戸の農業を守り振興していくためには、補助対象限度額の見直しが必要であると思われませんが、市長の考えをお聞きします。

次に、燃油、肥料の高騰への対策についてお聞きします。

ロシアのウクライナ侵攻を受け、西側諸国の経済制裁の影響等により、原料の輸入国が変更となり、昨年度から肥料が高騰しています。燃油の高騰に続き、肥料の値上げにより、農家の経営はますます厳しいものとなっています。本市においても支援策を講じていると思われませんが、実施状況について教えていただきますようお願いいたします。

4番の台風集中豪雨の対応についてであります。

一般の台風2号、梅雨前線による集中豪雨により、国道55号夫婦岩東側が冠水し、通行止めになりました。以前も台風のとくに、高波によって土砂が流入し、一時通行ができないこともありましたので、これからの台風襲来シーズンを迎えるに当たっての事前の備えが必要になってくるのではないかと思います。

そこでお聞きします。

隣町の東洋町では、大雨が予想されるときには防災行政無線を活用して、あと1時間ぐらいで野根一入木間が通行止めになるおそれがありますと事前に放送を行い、町民に注意喚起を行っています。本市においてもこの入木一野根間、夫婦岩周辺を含め、冠水や台風の高波による越波によって通行止めになるおそれのある箇所が何か所かあります。通行止めになる前に、注意喚起を防災無線で放送してもいいのではないのでしょうか。工作中スマートフォンを見ることもできない人はたくさんいます。また、市民の半数以上は、65歳以上の高齢者です。そういったサービスを行ってもいいと思われませんが、お考えをお聞きします。

前段の議員の質問にもありましたが、今回の大雨により、佐喜浜町は東にも西にも行くことができない、陸の孤島になりました。台風、大雨等ある一定予想ができる災害に対して、事前に職員を佐喜浜町に配備してもいいのではないかと思います、お考えをお聞きします。

以上で1回目を終わります。

○議長（町田又一君） 健康管理のため4時20分まで休憩をいたします。

午後4時4分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は久保田浩君の一般質問が終了するまで、あらかじめ時間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、久保田浩君の一般質問が終了するまで、あらかじめ時間延長することと決しました。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の(1)住民投票についてであります。

議員から、市民の意見より他市の首長や外部の人の意見が大事かといった御指摘がありましたが、決して市民の意見を軽視するものではありません。より多くの様々な方の御意見もいただきながら、この庁舎問題、間違いのない判断をしたいといった思いで様々な方の御意見を聞いているところでありますので、御了承いただけますようお願いをいたします。

また、憲法改正を例にとって、住民投票の重さといった御指摘もございました。併せてこれも前段の議員への答弁とも重なりますけれども、住民投票におきまして移転建て替えよりも耐震補強工事などが望ましいとの投票数が2倍以上の結果となったことにつきましては、大変重く受け止め、慎重に検討していかなければならないと考えているところでありまして、この姿勢に変わることはありません。

しかしながら、様々な方から御意見を聞く中で、防災機能を津波の来ない高台に整備して、庁舎が耐震化により倒壊しなかったとしても、津波が押し寄せ瓦礫が流入した庁舎では職員の迅速な初動体制が取れないため、津波浸水区域に庁舎を置かないほうがいいとの御意見をたくさんいただきました。そうしたことから、庁舎の地震、津波対策に重要視すべきことは、庁舎が壊れるか、壊れないかに合わせて津波が来る場所に置くのか、来ない場所に移すのかのその議論、その徹底した議論と判断が重要であると認識を強くしているところであります。

今後につきましては、現庁舎を引き続き使用する場合と、移転建て替えをした場合の工事金額について、物価高騰等も踏まえた、より精査された金額により比較検討するために、現在、耐震補強改修工事の内容を庁内で検討しているところであり、金額算出を委託業務により実施した後は、議員の皆様にご説明の上、御意見をいただきたいと考えております。

いずれにしましても、より多くの皆さんの御意見や御提案にもしっかりと耳を傾け、議論を深めて、間違いのない選択をしなければならないと考えております。

次に、(2)あおぞらだんちの分譲に係る損失についてであります。

議員御案内のあおぞらだんち整備事業は、人口減少が加速している本市にとって、他市町村への人口流出を防ぎ、移住・定住につなげる施策の一環として、平成29年度から取り組んだ重要な事業であったと認識をしております。議員御指摘のあおぞらだんちの分譲に係る損失額と販売単価の考え方についてであります。私としましては、本事業は公共事業として、また人口減少対策の一環として取り組んだもので、定住による今後の税収入や生活消費などの経済効果を長期的に見込んでおり、損失とは考えておりません。

また、販売単価につきましても、不動産鑑定を実施したことで適正な取引価格が設定されたものと認識をしており、近隣自治体の高台宅地の分譲が進む中で、現在全8区画、うち7区画が分譲済みとなっていることから、本市からの転出を防ぐための施策として一定の定住につながったものと考えております。

次に、前小松市長が計画を中止したのに、なぜ実施したのかについてであります。

本事業は、平成29年に用地測量を実施し、私が平成30年12月に市長に就任しましたときには、既に宅地造成測量設計委託業務が着手されておりました。その後、令和2年5月に造成工事が完成し、同年7月から分譲開始という経過でありまして、平成29年から継続して事業実施したものであると認識をしております。

次に、水道整備に対して一般会計からの予算措置はあったのかについてであります。

一般会計において、令和3年度から令和13年度まで、領家高台宅地造成工事に伴う配水管布設替分水道事業会計繰出金6,108万5,000円を限度額として債務負担行為を設定をしており、定められた償還額に沿って一般会計から水道事業会計に繰り入れております。

次に、(3)の子育て支援についての給食費の無償化はいつ行うかについてであります。

保育所の給食費につきましては、ゼロ歳から2歳児まで、2歳児については市独自の減免制度により、令和5年4月から保育料が無償化となり、保育料に含まれる給食費においても無償で提供しているところであります。また、3歳以上の児童については、国の制度により、令和元年10月から保育料の無償化に伴い、主食及び副食費は保護者の自己負担となりましたが、本市では子育て世帯の負担軽減を目的として、副食費、これはおかずやおやつやお茶等ではありますが、副食費は市が負担しており、保護者の方には毎日の主食となる御飯の準備をしていただいている状況であります。この3歳以上の児童における主食を含めた給食の無償化につきましては、早期に取り組んでいかなければならないと考えておりますが、実施に伴い必要な物品等の購入や人件費、光熱水費等の課題もありますので、現在行っております私立保育所との協議が整い次第、その実現に向け取り組んでまいります。

次に、養育費の支給についていつ行うのか、またその対象者と金額についてであります。

養育費は子供の権利であり、子供が成長し経済的に自立するまでに必要となる衣食住に必要な経費や教育費、医療費などがこれに当たると解釈しております。こうした養育費のどういった面を無償化にするのか、どのような支援策が必要とされているのかについては、今年度実施する子供や子育て世代、若者等に対するニーズ調査結果に基づき、有識者の御意見もいただきながらその方向性を検討し、要望の多い政策の具現化に取り組んでいきたいと考えております。また、これら子育て支援策の財源につきましては、ふるさと室戸応援寄附金基金を考えております。

次に、1の(4)市長の行動について、市外業者との飲食に関係した御質問をいただきました。

市外業者との飲食に職員を同席させるのは不適切ではないかとの御指摘であります。私の下には室戸に対して、室戸を応援しようとの姿勢で訪ねてこられる企業も多くありまして、そうした企業の中には市との包括連携協定や企業版ふるさと納税、あるいは将来の企業誘致につながる可能性もあることから、情報交換や信頼関係を構築する場として会食の機会を設けることも大事ではないかと考えております。また様々な分野において、それぞれの企業が持つ最新情報や知見に触れることのできる貴重な機会でもありますので、担当課の職員が可能な範囲で同席することについては問題ないと考えております。

なお、割り勘による民間企業との会食につきましては、国家公務員の倫理規程でも可とされており、社会通念上認められている範囲であると認識をしております。

次に、大きな3点目の燃油、物価高騰対策についての(1)市民生活への支援策についてであります。

電気料金値上げに対する支援策や年金受給世帯等への市独自の支援策につきましては、その必要性を十分に感じているところであります。前段の議員にも答弁をいたしましたとおり、早急に検討を行って支援策を提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、(3)農業用施設整備補助金の見直しについての1点目、ビニールハウス整備への補助対象経費の見直しについてであります。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響により、農業用施設の資材費につきましては依然高止まりの状況であることから、新規就農者や規模拡大の希望農家が園芸用ハウスを建設することが難しい状況であるとお聞きをしております。市といたしましても、園芸用ハウス整備事業費補助金では、令和4年度に10アール当たりの補助対象限度額の増額、令和5年度には被覆資材の中・長期展張フィルムを整備する場合において、10アール当たりの補助対象限度額に100万円を追加し、資材費の高騰に対応してきたところであり、また新規就農者が園芸用ハウスを建設する際には、補助対象額の80%と県内でも高い補助率で支援することで、初期費用が乏しい新規就農者の営農を支援してきたところでもあります。

しかしながら、依然として資材費が高止まりであり、営農活動に影響を及ぼしている状況を鑑みまして、議員からも御提案がありましたとおり、園芸用ハウス整備事業費補助金につきまして、補助対象限度額の増額をはじめとして、補助率のかさ上げや補助対象経費の追加などを関係課との協議の上、検討をしております。また、同事業は県補助金を活用しておりますので、県に対しましても要望を行うなど、補助内容の拡充に努めてまいります。

次に、2点目、燃油、肥料の高騰への支援策についてであります。

現在、国と県の燃油高騰対策といたしまして、施設園芸において使用するA重油価格が基準価格を超えた場合にセーフティーネットが発動する施設園芸等燃油価格高騰対策や、化学肥料

の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する肥料価格高騰対策事業が昨年度より実施されております。これまでの利用農家数につきましては、施設園芸等燃油価格高騰対策では38件、肥料価格高騰対策事業では、国・県合わせて延べ250件程度の申請があったことを確認しております。

また、市の単独事業としては、物価高騰対策として農林漁業臨時支援金の給付や、国及び県の支援対象外であった肉用牛を飼養する農家に対して、粗飼料購入費の高騰分の一部を支援する肉用牛粗飼料価格高騰対策を実施してきたところであります。

施設園芸等燃油価格高騰対策は、昨年度に引き続き国において実施されているところであり、肥料価格高騰対策事業につきましても、本年の春用肥料について国及び県への申請が行われているところであります。国及び県の対策が一定、充足している内容であることから、市単独事業としては予定をしておりますが、秋用肥料や資材価格につきましては価格動態に十分に留意しつつ、県の6月補正予算の内容も勘案した上で、関係機関の意見をお聞きしながら今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 辻こども子育て支援課長。

○こども子育て支援課長（辻 さおり君） 久保田議員に大きな1点目の(3)子育て支援についての保育料の無償化について、私のほうからお答えいたします。

この保育料の無償化に向けては国の制度化に加え、本市独自の取組を進め、令和5年度からは第1子目のゼロ歳から2歳児の保育料の減免制度を設けたことにより、保育に入所する全てのお子さんにかかる保育料の保護者の負担はなくなりました。

本来、保護者に御負担いただく保育料につきましては、子ども・子育て支援法等による国の基準の保育料を上限に、室戸市特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則において、保護者の課税等の状況及び給付認定区分に応じてその費用を定めております。この保護者が負担する費用につきまして、保育料の徴収を猶予するというのではなくて、本市独自の保育料の軽減措置として市が免除することにより、保護者の経済的な負担軽減を図るものでありますので、室戸市子ども・子育て支援保育料減免取扱要綱に基づき、保護者により減免申請書を提出していただいております。

なお、その周知についてでありますけれども、市のホームページにも掲載しておりますけれども、在園児につきましては保育所を通して、また新入児につきましては対象となる保護者に対し郵送でお知らせをいたしまして、これまでに全世帯からの申請が提出されているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 久保田議員に1、市政運営についての

(4)市長の行動についてのうち、出張日数について答弁いたします。

令和4年度の市長の出張日数でございますが、95日となっております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 久保田議員にお答えをいたします。

2、室戸中学校についての(1)避難場所からの除外についての中のもの1点目の、令和3年度に行われた避難タワー建設の説明会についてであります。

令和3年11月に室戸中学校体育館において、地元住民19名の方々に参加をしていただき、津波避難場所及び避難タワー等に関する意見交換会を行いました。主な内容といたしましては、室戸中学校の耐浪性についての説明をさせていただきました。耐浪性とは校舎の波に対する強さのことで、令和2年度に本市が耐浪性調査を行い、津波が校舎に当たった場合、校舎が流されたり倒れたりする可能性があることから、耐浪性がないという調査結果が出ていることを報告させていただきました。また、そのことにより、室戸市津波防災マップ上、これまで避難場所であった室戸中学校屋上は避難場所から外したことの説明をさせていただきました。その他、当該地区の避難場所やその収容人数、津波避難タワー等の必要性について意見交換をさせていただきました。主な意見といたしましては、室戸中学校校舎の耐浪性がないのであればその代わりとなる避難場所は必要だと思う、海に向かって逃げることはしたくない、山など高いところに向かって逃げるつもりである、などの意見をいただきました。

次に、2点目の校舎屋上はどれくらい高さが足りないのか、校舎は強度不足なのかについてであります。

避難場所からの除外につきましては、高さや強度の問題ではなく、平成29年度に国土交通省より津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について技術的助言が行われ、既に指定された津波避難ビル等については改めてその活用について検討することとされ、それを受け平成30年度に高知県が行った耐浪性簡易評価により、詳細調査を優先して行うことが望ましい建物に室戸中学校が該当しました。このことから令和2年度に本市が詳細調査を行い、耐浪性がないという調査結果となったため、室戸市津波防災マップ上の避難場所から外しているところがございます。

次に、大きな4点目の台風集中豪雨の対応についての中のもの、冠水、通行止めになる前に注意喚起をするべきではないのかについてです。

6月2日の大雨に対する本市の対応としましては、防災行政無線で市内一斉に国道55号の通行止め及び通行止め解除の放送をしたところですが、国道55号入木一野根間の大雨による通行止めにつきましては、通常は事前に土佐国道事務所より通行止めとなる旨の連絡がありますので、防災行政無線等で事前に注意喚起ができるよう努めてまいります。また、国道55号ドライブイン夫婦岩付近の冠水による通行止めにつきましては、冠水状況や気象条件を考慮、判断し、市独自で防災行政無線等により事前に通行止めの注意喚起をするのは難しいのが現状でござ

ざいます。

今後につきましては、気象警報等が継続している場合などは、必要に応じ災害対策本部、土木部による冠水箇所のパトロールを行い、また国道管理者である土佐国道事務所に対し、入木一野根間と同様に国道が冠水等で通行止めとなる前に注意喚起ができる体制を整えられるよう要望、協議してまいります。

次に、佐喜浜町への職員の事前配備についてですが、6月2日の大雨による本市の対応につきましては、午後1時30分に災害対策本部を設置し、第1配備体制から第3配備体制に切り替え、避難所の開設準備等を行ってまいりました。しかしながら、雨が断続的に降り続き、災害の発生が予想されたため、午後1時43分には第4配備体制に切り替え、室戸市内全域に避難指示を発令するとともに、市内6か所に避難所を開設しました。佐喜浜町の避難所につきましては、午後1時43分に佐喜浜生活改善センターを開設し、避難所運営職員としてセンター職員が開設運営を行い、午後5時15分時点で本庁より災害対策本部民生部避難所運営職員に交代予定でありましたが、国道55号ドライブイン夫婦岩付近の冠水による通行止めにより交代ができないこともあり、引き続きセンター職員が避難所運営を行ってまいりました。今後につきましては、台風や風水害による国道冠水や災害発生のおそれがある場合には、必要に応じて早期に職員を配備するよう努めてまいります。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 久保田議員に、2、室戸中学校についての(1)避難場所からの除外についての中の1点目、室戸中学校の移転の決定した時期についてでございますが、本市の保育所、小・中学校の適正規模・適正配置につきましては、令和2年度から学識経験者、教育関係者、保護者などで組織する検討委員会を立ち上げ、児童減少に伴う適正な規模の観点や子供たちの安全面から、津波浸水区域の学校の高台移転等の適正配置の観点から検討してまいりました。その中で室戸中学校につきましては、浸水深が5から10メートルの場所に位置していることから、早急に高台移転が必要であるとの報告書が令和3年12月6日付で提出されているところでございます。この報告書を受けまして、令和4年1月に策定しました適正規模・適正配置基本計画において、室戸中学校は津波浸水深や耐浪性の問題もあることから、早急に高台へ移転する方向性を示したものであります。

次に、3点目の室戸中学生への避難訓練の実施状況につきましてお答えします。

本市における小・中学校の避難訓練につきましては、高知県教育委員会策定の高知県安全教育プログラムに基づき、各小・中学校の学校安全計画により取組を行っているところでございます。同プログラムでは、防災教育の推進について、防災の授業及び避難訓練の内容を学校安全計画に位置づけ、計画的に実施することとしており、具体的には防災の授業については小・中学校で全学年年間5時間以上、避難訓練は緊急地震速報の活用等、様々な状況設定での訓練を年間3回以上実施することとされています。こうしたことを踏まえまして、各学校では学校

安全計画に基づき、防災授業につきましては高知県教育委員会作成の防災学習教材を用いた授業や各教科や総合的な学習などにおいて防災学習を行っているところでございます。

議員御質問の室戸中学校の取組としましては、これら防災学習に加えまして、避難訓練として災害の種類による様々な設定で、市指定の避難場所、西町津波避難タワー、同校のグラウンドと毎回違う避難場所へ避難する訓練を年3回行っているところでございます。本年度におきましては、6月に2年生が防災学習として高知県土木事務所の職員を招いた授業と、国道を渡って市指定の避難場所へ避難する訓練を行ったところでございます。また、今後におきましても、避難訓練時などの市防災対策課職員を招いての防災学習、起震車体験、また修学旅行では北淡震災記念公園を訪問するなど様々な取組を行うこととしているところでございます。

次に、(2)県教委との協議内容についてお答えします。

まず、1点目の室戸高校校舎の使用についてでございますが、室戸中学校の高台移転に関して、県立室戸高等学校の施設の共有につきましては、適正規模・適正配置等検討委員会の段階から意見として出されてきたところでございます。こうした御意見を踏まえ、市教育委員会としまして、まず令和3年10月28日に高知県教育委員会の高等学校振興課及び学校安全対策課と施設共有の可能性について協議を行いました。この協議では、まず現場サイドで教育委員会と高校サイドでの協議を行うことということになりました。

この協議を踏まえまして、市教育委員会と室戸高校側とその後2回の協議の場を持ち、市教育委員会側からは中学校の1学年2クラスを想定した1週間当たりの各教科のこま数に必要な教室使用時間や、中学校の施設として高校にはない障害の種別ごとに必要となる特別支援教室、技術室、給食受配施設及び中学校の職員室等について新たに設置が必要となることを述べさせていただきました。

一方、高校側からは、生徒数が減少していても、総合学科であることから生徒それぞれの進路実現のために生徒自身が選択して時間割を組み立てるため、生徒の選択により、少人数でも同じ時間帯に幾つかのコースに分かれて授業を行う必要があり、使用する教室は多いというお話を伺いました。この協議を踏まえまして、市教育委員会として中学校に必要な教室数の確保が難しいこと、また部活動においてグラウンドなどの使用が制限を受けることなどから、中学校として室戸高校の施設を共有することは難しいと判断したところでございます。こうした経緯により、令和5年1月に策定しました室戸中学校高台移転基本計画では、施設の整備につきましては室戸高校の施設の共有ではない形で整備をしていく方向性を示しているものでございます。

次に、2点目の中高連携についての協議につきましては、現時点では施設の共有につきましては難しいと考えているところでありますが、中学校と高校の部活動や授業の交流の在り方などにつきましては、今後統廃合の方向性が確定した場合に設置を予定しております、統合中学校のあり方検討委員会の中で協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 久保田議員に大きな3点目、燃油、物価高騰対策についての(2)公共事業への対応についてお答えします。

議員御質問の公共事業におけるスライド条項の適用件数につきまして、御指摘のいずれの条項におきましても、近年の物価高騰により当該条項を適用したものはございません。

なお、本市の公共事業への物価等の変動対策としましては、入札等の通知を行うまでに直近の労務費及び物価価格で実施設計書の積算を行い、また過去の委託業務で作成された設計書に対しても同様に、直近の物価価格に合わせるための単価更正を行うなどして適正な価格を算定の上、工事等の発注業務を行うようにしております。

今後におきましても、適正な工事価格の設定により、公共事業の執行に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 久保田議員に3点目、燃油、物価高騰対策についての(2)公共事業の対応についての2点目の庄毛地区圃場整備への対応についてお答えいたします。

令和2年度に国の農業競争力強化農地整備事業・経営体育成型に採択されました吉良川町庄毛地区につきましては、令和4年度より県営事業として工事が始まっているところであります。議員御指摘のとおり、資材費や人件費等の高騰の影響により、工事の実施状況にもよりませんが、全体事業費が増額となることが懸念されるのではないかと考えております。当該事業に係る事業費負担割合は、国55%、県30%、市10%で、地元負担は5%となっております。この地元負担分につきましては、ソフト事業としての中心経営体農地集積促進事業を活用することで整備後の農地を担い手に集積することにより、その集積率に応じて地元負担金に充当することができる補助金が交付されることとなっておりますので、農地の担い手への集積を進めていくことで地元負担が軽減されることとなります。

今後におきましては、事業実施主体である県と地元団体の庄毛土地改良区が事業を推進していくこととなりますが、市といたしましても地域おこし協力隊の募集などによる新たな担い手の確保や、地元の農業の担い手であります農事組合法人に対して、トラクターなどの農業用機器の導入に対する支援を引き続き実施することなどにより、経営能力の向上や農地の担い手への集積が進むよう支援してまいります。

○議長（町田又一君） 意見調整のため、10分間休憩をいたします。

午後5時0分 休憩

午後5時5分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保田浩君の2回目の質問を許可いたします。久保田浩君。

○1番(久保田 浩君) 先ほどはすみませんでした。どうも失礼しました。それでも2回目させていただきます。

まず1つ目が、1の(2)あおぞら分譲団地です。

先ほど御説明がありましたが、不動産鑑定価格で販売単価を決定したと私も質問の中で言いましたが、今までそういったやり方をしたことが全くありません。かかった費用はかかった費用で回収する、それが基本です。市長が先ほど述べられた経済波及効果だとか税込、これは当然です。

企業誘致をして団地開発をする場合、職員の人件費が丸々乗っかってませんので、民間と違って役所が宅地開発をする場合は、その部分はいわゆる経済波及効果によって補われるということで、民間のとは違うのをやっています。ですから、鑑定価格で売ったって、もともと対象地は宅地です。大きな宅地が1筆があったと思うんですけども、市外の不動産屋さんが持ってた土地だと思います。そこの宅地を買って工事をして、それで6,000万円まで膨らんで、それを3,100万円ですってというのは、これは本当に今までないです。

私は宅地開発をやって3件ほど訴えられました。海洋深層水関連事業用地もそうですし、富士鍛工のときもそうです。職員当時、3回訴えられています。訴えられても、この3回とも全て損金がありません。かかった費用、かかった価格で分譲しました。ですから、裁判所に行っても全然勝ちました。

けど、今回の分は明らかに2,900万円値引きしています。移住・定住でやる場合であった場合は、通常は別途予算で直接買う方に対して補助金を流すとか、そういう手法をやるのが行政だと思っています。今のこの2,900万円は明らかな歳入欠陥であると思いますので、もう一度答弁をお願いします。

それと、1番の3、子育て支援に対して、減免制度でなくて徴収猶予にしてはどうかというのを言わせていただいたのは、減免っていうのは言うとおりに、申請者が申請をしてきて、そして役所側が免除するという、本当に不親切な感じです。でも、ホームページで見ると、対象年度は令和5年から令和7年と年度もうたわれて、そして対象者もきちっとホームページで流されています。逆に役所側が調べることができる対象者ですので、もうそこで徴収猶予とすれば子育て世代のお母さんがわざわざ申請書を取りに行くこともありません。申請しに行く必要もない、もうどうせ無償化にするんですから。ですから、簡潔にするために、できれば徴収猶予としたらどうですかということでの御質問をさせていただいたわけです。

それと、答弁漏れにもなるんですけども、室戸中学校、令和3年度に説明会を開いたときに既に移転しますということ住民の方に説明しています。担当課の防災対策課がしていると。それが結構西町の人にしたら、いつ決まったんやっという、行政不信といっちゃいましょうか、そういう情報管理ができてないんじゃないかなという、これ答弁もらってないんですけども。ということについての、また言ったのか言わないのかなんですけども、令和3年11月の説明会

にもう室中は移転しますというのを言ったということを西町の方も言われてましたんで、今、質問でいつ決まったんですかって聞いたんですけれども、今の本当の決まった年を言われてます。質問に答えてもらっていません。

あとそれと、市長の出張日数95日、出勤日数を250日ぐらいで見て95日という捉え方でよろしいんですかね。年間365日ではなしに公務日に対して95日ですか。95日延べ日数は公務日に対して95日という捉え方をしておきます。それにしても半分近くになるんですけれども、こんなに出張してて政策とか業務に関して十分内部協議っていうのはできてるのかなというのを思いますんで。

それとまたもう一つが、決裁が滞ってるんじゃないですか。すぐに決裁できない、市長が出張していないから決裁が遅れる、そういうふうな話はないんでしょうか。あるんだったら言ってください。

それともう一つが、飲食の関係です。市長が市外業者さんを連れて飲食に行く。それは市長としては構わないと思います。ただし、この飲食された業者さんは、結構協定を結んだり、あと市への講習会だとか、今回の予算にもありますけれども、委託関係になっている方が結構多いと思います。市長も行くのもあまり不適切だと思いますし、特に公務員の職員が行くっていうのは不信を買います。もう一度その辺についてお答えいただきたいと思います。

あとそれと、農業用施設補助金の見直し、具体的な額をいただけてません。15年前、600万円だったものを800万円に、私が担当のときに上げてくれということで頼んで上げました。今実際、実勢価格は1,500万円ぐらいになってます。県の補助金があるということで、県を当てにして、県が先に書いてくれるだろうと思って動いてないのか、それかと思うんですけれども、できれば市が主導で補助金の見直しをやっていただきたいと思います。額もできればお教えいただきたいし、いつやるかということも教えていただけたらと思います。

そしたらそれでお願いします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

大きくは6点の御質問でございました。また私の答弁の足りないところは、課長に補足させますので、御了承賜りたいと思います。

まず1点目に、あおぞら分譲団地の単価のことについて、具体的には2,900万円ぐらい値引きしてるという、いわゆる歳入欠陥になってるじゃないかということでもございました。私の考えとしては、1度目の答弁させてもらったような、指摘として今税収とか経済波及というのは当然のことじゃないかということの御指摘もありましたけど、今私も調べたわけではないのでどれほどあの額か分かりませんが、近隣の中芸地区だとかあるいは幡多のほうだとかで自治体が分譲地を作って払下げをされてる土地があります。

そういったことから比較して情報を得ると、かなりうちのほうは高いと。こういうこともあ

って、久保田議員から指摘のあったような議論は、私も採算の、投資したぐらいの額に合わないかんのじゃないかという思いもあって、議論をはしたんですけど。その後そんないっぱい情報をもらうときに、室戸だけで採算だけ言っていると、なかなか購入してもらえない状況ができないんじゃないかなという思いもあって、うちのこの人口減少問題なんかを考えたら、定住というところに、してもらいやすい環境に、市は支援していくことが大事じゃないかなという、総合した中で考えて判断したものでございますので、御理解賜れたらというふうに思います。

2点目が、子育て支援の減免措置で、申請をしなくても対応のできるような徴収猶予の対応のような制度にしたかどうかという御指摘でございまして、私としては非常にいい対応じゃないかなと思いますけれども、事務的にどういったことが問題になるか分かりませんので、そんなこともきちっと精査して、検討のできることでしたら検討して取り組んでみたいなというふうに思いますが、少し内部での協議をさせていただきます。

3点目で、室戸高校の件でございました。これは令和3年11月の説明会のときから移転をするというお話の御指摘だったんですが、ちょっとこれは担当課のほうで補足してもらえたらというふうに思います。

4点目の95日の出張ということで、半分ぐらいの出張になるじゃないかと、多いんじゃないかという御指摘じゃないかと思うんですけど、ほかの市町村長さんと比較して決して多い状況になくなって、私は逆に議会のほうから、もっと出張して企業の誘致だとかいろんな事業を引っ張り込んでこないかんのじゃないかという、市長の姿勢を問われるんじゃないかなというふうに思うぐらいでありまして。ただ、御指摘のありました、決裁が滞ることのないような体制はしっかりと整えてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

5点目、飲食の件の御指摘で、久保田議員としてはあまりふさわしくないじゃないかという御指摘でございました。真摯に受け止めて、対応を考えないかんと点もあろうかと思いますが、室戸のようなこうした僻地で外部の大学だとか企業だとか様々な方々に応援をしてもらおうと思うときに、少しでも背伸びをしてできるだけ信頼関係を築いて応援をってもらうようなところに、一定の飲食というのは大事ではないかなという考えを持っているものでございます。

6点目は農業の補助事業の関係の制度でしたので、担当課で分かれば、金額も併せて説明補足をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうでは、県ではなく市が主導で支援をとという御指摘でございました。そうしたことも御意見いただきましたので、今後の参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 久保田議員に決裁等の滞りの御指摘について、市長答弁を補足させていただきます。

出張予定を含め、市長の予定でございますけれども、グループウェアのコミュニケーション

機能、私どもは職員のひろばと呼んでおりますけれども、そちらで全職員が確認ができるようになっておりますので、各職員が事前に市長の予定を把握の上、協議とか決裁の段取りをしております。また、緊急を要する決裁につきましては、副市長の代決等で対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 久保田議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

3点目の燃油、物価高騰対策の(3)農業用施設の整備の補助金の見直しにつきまして、具体的な金額と、県を待つのではなくて市が主導でやっていけないかというところと、いつやるのかっていう、この3つの御質問だったと思いますけれども、現在このビニールハウスの補助につきましては、補助対象限度額というのがありまして、区分は様々あるんですが、一般ハウスに対しましては800万円、それから軒高の高強度の、強度の強いハウスにつきましては1,100万円が補助対象経費の上限額ということになっておりますが、そこの額を増やしていく、さらに物価高騰などの上がり幅なんかも見ながらその対象額を増やしていく、そういった検討を具体的にしていきたいと思っております。ただ、今の現時点で額は幾らかかっていいますと、まだ検討できておりません。具体的なお示しできませんけれども、見直しはしていきたいと思っております。

また、県のほうに先駆けて市のほうから先にやっていけないかということですが、そこにつきましても県のほうの補助の出方を見るのではなくて、市のほうから積極的にそこは対応していきたいと考えております。時期につきましても今の時点ではお答えできかねますけれども、以上のことで前向きに取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和2年度に設置しました検討委員会ですけれども、これにつきましては津波浸水区域の学校の高台移転という観点というのを当初から話し合っておりまして、まず室中については5メートルから10メートル浸水するという場所に立地しているというところで、当初から室中については移転をするという議論はされてきたところであります。

それで、令和3年11月のその防災対策課の説明の中で、どのようなニュアンスで移転についてという話が出たのかは、申し訳ないですが承知してないんですけれども、流れとしては当初から室戸中学校については移転をしていくという議論はされていたというところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） これをもって久保田浩君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

明日も一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 5 時 21 分 延会